

全国の皆様、ご支援ありがとうございました

喜友名正さん、労災認定！

原発被曝労働者の悪性リンパ腫で初めて

15万の署名の力で、不支給決定(2006年9月)を覆す

10月27日、喜友名正さんの悪性リンパ腫が、原発被曝労働者ではじめて、労災認定されました。この日、喜友名末子さんは淀川労基署から遺族補償の支給決定を伝えられ、午後から金高弁護士とともに沖縄県庁記者クラブで記者会見に臨み、その様子は全国に新聞等で伝えられました。

労災請求から3年、2006年9月の不支給決定を覆しての労災認定です。全国の皆様と共に、喜びを分かち合いたいと思います。

10月3日、厚生労働省は第5回検討会で、悪性リンパ腫と業務被曝の因果関係を認めました。これを受けて、淀川労基署は2006年9月に下した「不支給決定」を取り消し、労災と認めたのです。

これまで原発被曝労働者の労災認定は白血病5人と多発性骨髄腫の長尾さんのみでした。喜友名さんの悪性リンパ腫が労災認定されることで、長尾さんに続いて、労災対象の拡大に向けて更に一歩前進しました。



これは、不支給決定に「労災認定は当然」と不服申し立てをした遺族の喜友名末子さんの思いと、代理人の金高、高木、田村弁護士、意見書を書かれた村田医師、「喜友名さんの労災認定を支援する会」と支援者が密接に連携して取り組んだ運動の成果です。

喜友名末子さんは、15万7635筆の署名を届けてくださった全国の皆様に、「止まっていた時間が動き出した。自分1人ではできないこと。感謝の気持ちでいっぱいです。」と語っています。

支援する会は、昨年9月、「喜友名正さんの労災認定を求める全国署名」を呼びかけ、これまでに15万7635筆を厚生労働省に提出しました。この署名は、地元の沖縄、被爆地の広島・長崎、鹿児島から北海道までの原発立地県、都市部の東京・大阪・兵庫など、全国から届けられました。

喜友名末子さんの喜びと感謝の声

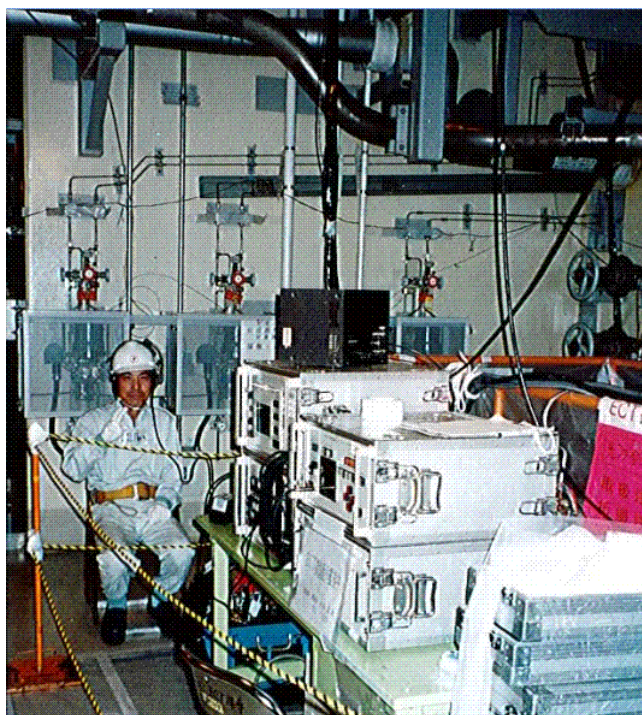
末子さんは次のように話しています。

「皆さんの支援のおかげです。ありがたく思っています。感謝の気持ちでいっぱいです。自分1人ではできないこと。全国からの支援で実現したと思います。夫が亡くなり、私にとって時計が止まったままでした。

認定されるとの連絡が来て、動き始めました。体の底から力がよみがえってきた感じです。勤務先で抱き合って喜びました。

このことを亡き夫に報告しました。

このようなことは2度と起こしてほしくない。夫と同じように原発で働きがんなどの病気で苦しんでいる人がいれば、応援したい。」



↑ 喜友名正さんの労働現場

← 支援を訴える喜友名末子さん
(2008年9月11日、市民と議員の院内集会)

各地からの祝福のメッセージ

喜友名さんの労災認定の吉報によせて

北海道平和運動フォーラム 事務局長 瀧本 司

私が、喜友名さんの労災認定が認められたという画期的ニュースを目にしたのは10月28日の新聞でした。厚労省検討委員会が、既に悪性リンパ腫と業務上の因果関係を認めてはいたものの、実際に認定と聞くまでは安心できず、それだけに喜びは格段でした。

この間、北海道平和運動フォーラムとしても喜友名さんが北海道の泊原発でも働いていたこともあり、原水禁国民会議の呼びかけの下、微力ながら署名に協力させていただきました。しかし、何と言ってもこの労災認定を勝ち取れた

のは、原発被曝労働であることを確信して闘い続けた喜友名末子さんと支援された方々の1年以上にわたる粘り強い厚生労働省交渉、署名運動などの成果と言えます。本当にご苦労さまでした。また、この労災認定のとりくみによって、原発現場の劣悪な労働条件そして原発そのものの危険性が明らかになりました。しかし、依然として多くの原発被曝労働者の労災補償が放置されている不当な実態が放置されています。喜友名さんが、私たちに投げかけて下さった重い課題は、未だ解決されていません。喜友名さんの

想いを裏切らないためにも、継続した運動が求められています。

北海道においては、泊原発3号炉の建設が約98%終わり、来年12月の営業運転を開始しようとしています。さらに、2010年にはプルサーマルを始めるべき北海道と協議を行っています。国の進める原子力政策・核燃料サイクル

政策は、被曝労働という労働者の犠牲の上に成り立つものであり、何としても政府に政策転換を求め、脱原発の道を選択させなければなりません。今後とも、脱原発運動をはじめ、原発被曝労働者の救済と健康補償にむけたとりくみについて全力でとりくんで行きたいと思います。

鹿児島県平和運動センター

議長 永田琢朗

労災「認定」決定おめでとうございます。

喜友名さんの奥さんの「無念」さが、今回の決定で晴れるものではないでしょうが、原発作業場で働く多くの労働者にとっては、朗報であり、労働者使い捨ての実態を跳ね返す闘いでもあったと思います。

私たち鹿児島県平和運動センターも原水禁国民会議の要請のもとに署名活動をとおりくみ、結果としては5,799名分の署名を集約することができました。一定の役割を果たすことが出来たのであればうれしいです。

鹿児島県にも九州電力川内原子力発電所が2機稼動しています。その原発ではいま大規模な？定期点検および機器の交換も行なわれています。「上蓋交換」はかなりの放射能(汚染)レベルの交換・点検であることを聞きます。先般、それらの問題点を含めて、申し入れにいきましたが、

会社側は放射能汚染や、そこで働く人たちの健康管理の問題については、最後まで口を開くことはありませんでした。あえて言えば、「労働者被害を最小限にしていくなための交換でもあります」という返事でした。

今回の定期検査・交換は、通常の体制からすれば大規模で、関わる労働者も3,000人程度とか、圧倒的労働者は電力会社本体の労働者ではなく、関連企業およびその下請け・孫受け会社の労働者であることもハッキリしてきました。

労働者はいつも弱い立場におかれています。喜友名さんの「成果」と、そこに至った問題点を受け止め、今後の闘いに活かしていかなければなりません。労働者が人間らしく扱われる社会をめざして共に頑張りましょう！

2008年11月19日

自治労兵庫県本部

「喜友名正さんの労災認定決定」の報を受け、微力ながら支援の輪に参加してきた自治労兵庫県本部としても大変喜んでいきます。喜友名末子さんの「時計が止まったままだった」という言葉に長きにわたる思いがひしひしと伝わってきます。

この結果は、今も苦しんでいる多くの働く人たちに光を与えるものとなります。日本の原発

行政のあり方にも大きな影響を与えるのではないのでしょうか。そして、今回の認定を今後活かしていくためのとりくみを皆さんと共に引き続き進めていかなければならないと決意しているところです。

最後になりますが、支援する会の皆さんの並々ならぬ努力と喜友名末子さんをはじめご遺族の方々に改めて敬意を表します。

双葉地方原発反対同盟 代表 石丸小四郎

喜友名 正さんの労働災害認定、心よりお慶び申し上げます。

2006年9月に出された不当極まりない不支給決定から2年、ご遺族と労災認定を支援する会に結集された皆様方、全国15万4,715筆の一人一人の早期認定を求める思いがもたらした勝利として、心より敬意を表する次第です。

しかし、この勝利を次の闘いへの出発点にしなければなりません。

2007年1年間で、福島原発10基がもたらした相被曝線量は2万3千人・ミリシーベルトです。喜友名正さんが受けた線量の実に230倍です。全国では7万8千人・ミリシーベルトで780倍になります。この中には、1年間

で10～20ミリシーベルトもの大量被曝した人が1万4千人含まれています。厚労省が2005年「発ガンリスクが大きい」として廃止した職域定期健康診断X線検査0.05ミリシーベルトの200～400倍にもなる線量で、まさに“殺人的被曝”というべきものです。

電気事業者と国は「自らの行為によって発ガンの実害を発生させても構わない」とする“未必の故意”の犯罪を犯しながら原発を動かしています。

このような産業は、1日も早く廃止に追い込まなければ人の道にはずれません。

共に頑張り合うことを誓い、連帯の挨拶とします。

2008年11月10日

被曝労働改善への大きな一歩を祝して

原発の危険性を考える宝塚の会

中川慶子

喜友名正さんの労災認定勝利おめでとうございます！よくないニュースの続く昨今、とても元気付けられました。

私たちも、集会のたびに署名を集めたり、毎月の憲法街頭行動で、憲法署名をしてくださった方に原発労働の実態を話して署名をお願いしたりと、まことにささやかながら支援させていただきただけに、嬉しさひとしおです。

長尾光明さんの多発性骨髄腫の労災認定に続いて、今回悪性リンパ腫が認定されたのですから、これはもう両者ともに認定基準の例示疾

患に加えることをしなければ、厚生労働省は汚点に汚点を重ねることになりますね。

運動の柱として毅然とした態度で臨んでこられた喜友名末子さん、弁護士さん、村田先生、そして支援の理論作りに心血を注がれた被曝反対キャンペーンや原子力資料情報室、多くの団体の皆様の並々ならぬご苦勞に心から感謝いたします。

残された問題が多くありますが、私たちもささやかながら今後とも協力させていただくつもりです。

11月17日、厚労省交渉の報告

11月17日、厚生労働省に9項目の申し入れと、交渉を行いました。

今回の申し入れは、喜友名労災の取り組みの中で示された課題を整理し、厚生労働省に問題点を投げかけ、今後その実現に向けて取り組むための第一歩です。今後、追及の論点を整理して、交渉を重ねたい

と考えています。

厚生労働省の出席者は補償課職業病認定対策室の辻係長と労働衛生課の堀内係長の2名でした。

◆冒頭に、914筆の追加署名を提出し、累計15万7635筆となりました。

◆認定対象の例示に白血病類縁疾患を追加する件

厚生労働省は、今年度内に35条検討会を開催すると、福島議員同席の場で重ねて約束しました。

この件は厚生労働委員会で取り上げられる予定です。

◆淀川労基署が「りん伺」しなかった件

厚生労働省は、悪性リンパ腫は、基発810号では造血器障害と読み、「りん伺」しなければならなかった（労基署の落ち度である）という見解を示しました。

◆白血病類縁疾患が労災認定されたこと、淀川労基署のようなずさんな対応が繰り返さないことを周知徹底する件

すでに2月の労危局全国会議で指摘しているが、次の全国会議（来年2月頃）で白血病類縁疾患が労災認定されたことの報告、および、このようなことが繰り返されないよう注意を喚起する。

◆謝罪の件

Q:労基署に謝罪を要求したらPushしてもらえるか A:このように説明したと労基署に言ってほしい。

◆過酷な被曝労働の実態調査と原因解明、労働者の安全を守る措置を事業者に指示する件

被曝線量の低減に努めることが重要と答えるのみで、現場調査に入ったのか、喜友名さんの過酷な被曝労働から具体的にどのようなことを学んだのか、については何も言いませんでした。

◆健康管理手帳の交付

相変わらず、線量限度を守っているので、大きな被害は出ない。手帳は必要ない。」との趣旨の回答しかしませんでした。「線量限度を守っていても次々と被害が出ているではないか、あらわれているのは氷山の一角にすぎない。」と追及しました。

喜友名正さんの悪性リンパ腫労災認にかかわる厚生労働省への申し入れ書

2008年11月4日

私たちは、喜友名正さんの悪性リンパ腫が、原発被曝労働者として初めて、労災認定されたことを心から喜び、関係者の多大なご尽力に感謝します。この問題には全国から高い関心が寄せられ、労災認定を求める15万6721筆の署名が寄せられました。

労災申請から3年、審査請求から2年、不支給決定を覆しての労災認定に至る中で、

ア．喜友名さんが放射線被曝線量限度ぎりぎりの過酷な被曝労働に従事し、使い捨てられたこと。

イ．遺族の労災申請に対して、りん伺なしの不支給決定がおこなわれたこと。

ウ．2004年の長尾さんの多発性骨髄腫労災認定を受けて例示疾病に白血病類縁疾患を追加するべきところ、今日まで放置されてきたこと。

など、多くの問題点が浮き彫りになりました。

喜友名さんが原発の定期検査の現場で過酷な被曝労働に従事し、使い捨てられたことが明らかになりました。私たちは具体的な労働実態の調査を求め、検討会でも追加調査されたと聞いています。厚生労働省は、個人の労災補償にとどまらず、過酷な被曝労働の実態およびそれがもたらされた原因を明らかにし、全国の被曝労働者の健康被害を防ぐための措置をとるよう事業者に指示することが求められています。

喜友名さんの悪性リンパ腫労災認定の特徴として、①長尾光明さんの多発性骨髄腫労災認定に続いて、

白血病類縁疾患が労災認定されたこと、②労基署はりん伺せずに不支給決定したが、不服申し立ての中で支援者から問題を指摘され、本省協議（５回の検討会）を経て「自庁取り消し」となったこと、が挙げられます。

原発被曝労働者の労災申請に対して今回のような労基署の独善的な扱いが繰り返されてはなりません。

至急に、上記の２点を明示して喜友名さんの悪性リンパ腫労災認定とその経過を各地の労働局・労基署に伝え、今後の労災認定業務に反映することが求められています。

既に長尾さんの多発性骨髄腫労災認定の時、例示疾患に白血病類縁疾患を加えるべきことが指摘され、厚生労働省も検討を表明していたにもかかわらず今日まで放置されてきたことも背景として挙げられます。労災申請から３年、審査請求から２年、当事者の多大な心労と労力に対して、厚生労働省、労働局、労基署は謝罪すべきです。

原発被曝労働者の実情を知り、労災申請に親身に応じてくれる労基署は限られているのが現状です。労災申請を行いやすい環境を整えることが必要です。厚生労働省、労働局、労基署がその実現に取り組むことが求められています。

既に長尾さんの多発性骨髄腫労災認定の時、例示疾患に白血病類縁疾患を加えるべきとの要請に、厚生労働省も検討を表明していました。厚生労働省は、私たちの度重る要請に対して、例示疾患に白血病類縁疾患を加えることについて今年度内の検討会開催を約束されています。

今回の検討会報告は、悪性リンパ腫（特に非ホジキンリンパ腫）は白血病類縁疾患とみなすことができ、基発第８１０号の白血病の認定の基準として定められている放射線被ばく線量を参考として、判断を行うことが適当と考えられると、具体的な判断基準を示しています。改めて、認定基準の例示疾患に白血病類縁疾患の多発性骨髄腫、悪性リンパ腫を加えるべきことがはっきりしました。

喜友名さんの悪性リンパ腫労災認定問題を通して、被曝労働が危険な業務であることが改めて浮き彫りになりました。喜友名さんは氷山の一角であり、３０万規模の原発被曝労働者がいます。被曝線量限度以下の被曝線量でも被害が出ます。放射線業務従事者には健康管理手帳が交付されていません。放射線被曝業務を健康管理手帳交付業務に指定し、離職後の無償の健康診断など健康管理が行われることが求められています。

申し入れ事項

1. 喜友名さんの悪性リンパ腫労災認定とその経過を各地の労働局・労基署に伝えること。
その際、①２００４年の長尾光明さんの多発性骨髄腫に続き、白血病類縁疾患の悪性リンパ腫を労災認定したこと、②労基署はりん伺せずに不支給決定したが、不服申し立ての中で支援者から問題を指摘され、本省協議（５回の検討会）を経て「自庁取り消し」となったこと、を明示すること。
2. 原発被曝労働者の労災申請に対して、今回のような労基署の独善的な扱いが繰り返されないよう通知・徹底すること。
3. 今回の「りん伺なしの不支給決定」が行われた経過とその責任を明らかにすること。
4. 申請から３年、審査請求から２年、多大な心労と労力に対して当事者に謝罪すること。
5. 原発被曝労働者の実態を把握し、労災申請に親身に応じる等、申請が行いやすい環境を整えること。
6. 喜友名さんの過酷な被曝労働の実態およびそれがもたらされた原因を明らかにし、原発被曝労働者の健康被害を防ぐための措置をとるよう事業者に指示すること。
7. 認定基準の例示疾患に白血病類縁疾患を追加すること。
8. 離職者に健康管理手帳を発行し、無償の健康診断など、健康管理を行うこと。

9. 検討会の検討経過と検討内容を公開すること。

以上

喜友名さんの労災認定を支援する会

(責任団体 * : 事務局) 原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室*、関西労働者安全センター、
反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン*

総括に向けて

事務局より

みんなの力で勝ち取った喜友名労災

喜友名さんの労災申請はいったん不支給決定されました。それを覆して支給決定をさせるためには全国的な支援が欠かせないものでした。

地元の沖縄、被爆地の広島・長崎、鹿児島から北海道まで原発立地の各県、都市部の東京、大阪、兵庫を始め全国から15万7635筆(11月17日現在)の署名が寄せられました。

厚生労働省の報告書は、「世界の疫学調査の結果からは放射線被曝と非ホジキンリンパ腫の発生との関係が有るとも無いとも言えない。白血病類縁疾患とみなすことができるので、労災認定における因果関係の判断に当たっては白血病認定基準の線量の基準を参考に判断すべき(要旨)」としています。支援の運動が厚労省を踏み止まらせたと考えています。

原発被曝労働者の訴えを受け止め、支援の強化を

原発被曝労働者の訴えを受け止め、全国的規模で支援できるよう、運動の側の力を強めていくことが求められています。それはまた、被曝労働者が信頼して訴えることのできるものでなければなりません。

原発被曝労働の経歴のある労働者は40万人とも言われますが、他の分野に比べ労災申請は非常に少ない数にとどまっています。例えば、企業の圧力・買収により労災申請に至らなかったとされる事例が知られています。また、労基署の杜撰な扱いで門前払いや「不支給」となった事例もあります。

このようにして、被曝労働者の健康被害が世に知られることなく闇に葬られるなかで、労災問題として表面化するのは氷山の一角です。しかも、企業が申請したり、直属組合が支援することは、過去の例を見てもありません。個人の力には限界があり、支援は決定的に重要です。

原発で初めての悪性リンパ腫の労災認定 労災認定基準の拡大を

これまで原発・核燃料関連の労災は白血病五件、多発性骨髄腫1件、急性障害3件のみでした。長尾光明さんの多発性骨髄腫に続き、今回、同じく白血病類縁の悪性リンパ腫が労災認定されました。

これは今後の原発労働者の労災認定の拡大につながるものと言えます。労災認定基準の例示疾病リストに白血病類縁疾患を追加させ、日本の狭い労災認定の門を広げさせることが具体的な課題となっています。

白血病類縁疾患はアメリカ、イギリスなどのヒバク補償制度では対象疾病となっています。原爆症認定では白血病類縁疾患は以前から対象疾病であり、新しい審査の方針では個別疾病ではなく白血病および悪性腫瘍とされています。

しかし、2004年の長尾さんの多発性骨髄腫労災認定以降何度も指摘されながら、厚生労働省は放置してきました。厚生労働省は今年度内に労働基準法施行規則35条の検討会を開催し例示疾病の検討を行うことを確約しています。労働者の意見を反映させる取り組みが求められています。

過酷な被曝労働に従事し、使い捨てられた喜友名さん・・垣間見えた原発被曝労働の危険性

まず、正さんは自主退職を選ばざるを得なかったという問題があります。「リストラが横行している。沖縄では大きな問題だ。」と地元の人は指摘しています。正さんは大阪に出て、孫請け企業の日給月給のもとで賃金を得るために現場を転々として過酷な被曝労働に従事し続けました。正さんが健康を害して

働けなくなった時も悲惨でした。正さんが沖縄に戻り入院・手術したとき、会社にそのことを伝えると、「入院費用は失業保険でもらえ」と書類を送ってきました。末子さんは、「病気になったらすぐやめよということなのだ」と怒りをおぼえたといいます。

正さんの被曝量は5年間100ミリシーベルトの線量限度に近く、当時の原発労働者約9万人中の上位100人に入るもので、一年間に20ミリシーベルトを超えるケースが6回も起きています。

定期検査での非破壊検査は大量の被曝の恐れのある現場です。正さんも1日計画線量の1ミリシーベルトを超える被曝をしたか、またはその恐れのある複数の事例があります。また、関西電力の美浜3号炉事故で、運転中の原発で定期検査の準備をしていた下請け労働者が犠牲となりましたが、原因は定期検査の短縮のためです。正さんも運転中から何回も原発に入っています。準備や片づけをしていたと思われる。被曝量の多い定検従事者の中でも特に多く被曝し、ほとんどの定期検査でその平均値よりも多く、11倍という例もあります。私たちはわずかに残された資料から過酷な被曝労働の実態を垣間見ました。淀川労基署は全く実態調査をしておらず、厚生労働省と淀川労基署に調査の必要性を説明し調査を求めました。厚生労働省は「必要な範囲で」追加調査したと説明しています。

厚生労働省に、過酷な被曝労働の実態およびそれがもたらされた原因を明らかにさせ、全国の被曝労働者の健康被害を防ぐための措置をとるよう事業者に指示させることが求められています。

線量限度以下でも深刻な健康被害が出る 原発被曝労働者に健康管理手帳の交付を

喜友名さんの問題を通じて、原発被曝労働の危険性が改めて示されました。

放射線被曝労働はがん・白血病などを招く有害な業務とされ、特別健康診断が行われます。しかし離職時に健康管理手帳は交付されず、離職後の無償の健康管理ありません。国や厚労省は、「被曝線量限度以下ではそれほど大きな被害は出ない。健康管理手帳は必要がない。」としてきました。正さんは「国が管理しているから大丈夫」と信じこまされていましたが被曝線量限度以下の被曝で犠牲となりました。白血病が5例出れば、何10ものがんが出てもおかしくありません。原発被曝労働者の総被曝線量は3000人・シーベルトに達しており、その被害は、がん・白血病死に限っても300人の規模と推定されます。内部被曝によりさらに被害が多くなりますが、その実態は不明です。

放射線被曝業務を健康管理手帳交付業務に指定し、離職後の無償の健康診断など健康管理が行われ、労災申請を容易にすることが求められています。

11月30日(日)

13:30～16:30 (13時開場)

喜友名正さんの労災認定勝利・大阪集会

会場：ヒューマインド (大阪府福祉人権推進センター)

JR環状線芦原橋駅から700メートル

大阪市浪速区久保吉2-2-3 TEL 06-6561-4193

第一部

末子さんから報告とお礼
経過と総括
リリーススピーチ

第二部

今後について
喜友名労災が示した課題
意見交流